

資料 6 厚生労働省 老健局老人保健課
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査についてより抜粋

名称			(第9期)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	(第10期)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
目的 (調査票の作成段階での想定)			地域診断 見える化システム - 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること - 介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用すること	
調査対象			要介護1～5以外の高齢者	
調査項目数			必須項目35問 オプション項目29問	必須項目35問 オプション項目30問
設 問 の 内 容	「リスクの発生状況」の把握	基本チェックリストで設定したものの「虚弱」高齢者を把握する項目	- 運動器の機能低下 - 低栄養の傾向 - 口腔機能の低下 - 閉じこもり傾向 - 認知機能の低下	
		その他	IADL／転倒リスク	
	「社会資源」等の把握		- ボランティア等への参加頻度 - たすけあいの状況 - 地域づくりへの参加意向 - 主観的幸福感 等	- ボランティア等への参加頻度 - たすけあいの状況 - 地域づくりの場への参加意向 (担い手として／参加者として) - 就労の状況 - 主観的幸福感 等
	その他		認知症にかかる相談窓口の認知度	
その他				調査結果と個人が照合できるかたちの調査票を提示
標準的な実施方法			「実施の手引き」「活用の手引き」の提示	
見える化システムへの登録			あり(標準的な実施方法により得られた必須項目、オプション項目への回答)	

地域診断

見える化システム

○ 介護保険法(平成9年法律第123号)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

5 市町村は、第2項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第118条の2第1項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

○ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和6年1月19日厚生労働省告示第18号)

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

2 要介護者等地域の実態の把握等

(三)調査の実施

市町村は、被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、自らが定める区域ごとに被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査(以下「各種調査等」という。)の実施に努めるものとする。なお、その際は、特に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を活用することが重要である。 ～中略～

さらに、これらの調査により定量的に把握された心身の状況が低下した被保険者の状況や働きながら介護に取り組む家族の状況等を参考として、生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組、介護離職の防止を含む家族等への支援の観点踏まえた介護サービスの整備や、介護離職防止の観点から労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等の取組を市町村介護保険事業計画に定めるとともに、それらの取組を勘案して要介護者等の人数やサービス量の見込みを定めることが望ましい。

- 例示している調査項目は、必ず含めていただきたい必須項目と、調査の目的や対象者等に応じて適宜、採用すべきか検討いただくオプション項目からなる。
- 調査結果の活用目的に照らして、独自の調査項目を設定することも可能。

	設問内容	必須項目 設問数	設問内容の意図	オプション項目
問1	あなたのご家族や生活状況について	3	基本情報	・介護・介助が必要になった原因 ・主な介護・介助者の状況(高齢者との関係、年齢) ・住まいの状況
問2	からだを動かすことについて	7	運動器機能の低下・転倒リスク・閉じこもり傾向を把握	・外出を控えているか否かとその理由 ・外出の際の交通手段
問3	食べることにについて	4	口腔機能の低下・低栄養の傾向を把握	・むせることがあるか ・口の渇きが気になるか ・歯磨きの状況 ・噛み合わせの状況 ・入れ歯の手入れ状況 ・体重の減少
問4	毎日の生活について	6	認知機能の低下、IADLの把握低下	・電話番号を調べて電話をかけるか ・今日の日付がわからない時があるか ・年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか 等
問5	地域での活動について	3	ボランティア等への参加状況・今後の参加意向	-
問6	就労について	-	就労の状況を把握	・現在の就労状態は ・いつ引退したか
問7	たすけあいについて	4	うつ傾向を把握	・家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手 ・友人・知人と会う頻度 ・この1か月間、何人の友人・知人と会ったか ・よく会う友人・知人との関係
問8	健康について	6	知的能動性・社会的役割・社会参加の状況等を把握	・飲酒の頻度
問9	認知症に係る相談窓口の把握について	2	家族を含めた認知症の有無や、認知症に関する相談窓口の認知状況を把握	-

- 3年に一度、計画作成の前年度、すなわち第10期計画作成に向けては、令和7年度中に調査を行うことが基本
- 継続的な把握のために毎年度実施するなど保険者の活用目的に応じて適宜実施することは可能
- 前回調査と調査結果を比較する場合は、季節によって高齢者の生活スタイルや状態に変動がある可能性も想定されることから調査の実施時期を揃えることが望ましい